

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

平成31年4月23日

横浜市契約事務受任者  
鶴見区長 森 健二

- 1 契約の概要  
鶴見区寺谷二丁目地内下水道本管緊急補修工事  
(内径900mm鉄筋コンクリート管内面補修工 一式)
- 2 履行（納品）場所  
横浜市鶴見区寺谷二丁目9-1番地先から9-30番地先まで
- 3 契約日  
平成31年3月14日
- 4 履行日又は履行期間  
平成31年3月14日から平成31年4月26日まで
- 5 契約金額  
¥6,890,400.-（うち 地方消費税等相当額 ¥510,400.-）
- 6 契約の相手方（名称及び所在）  
横浜市鶴見区鶴見中央四丁目32番15号  
株式会社日工  
代表取締役 吉岡 幸弘
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由  
鶴見区寺谷二丁目地内において内径900mm合流下水道本管の接続部（継ぎ目）不良により管内排水が地山へ流出しており、周辺地盤への影響を考慮すると緊急性が高かったため。
- 8 契約の相手方の選定理由  
横浜建設業協会鶴見区会構成員であり、下水道管内面補修工事等の経験が豊富であることから、緊急補修工事に選定した。
- 9 所管課  
鶴見区鶴見土木事務所